

妊産婦アクセス支援事業のご案内(妊婦健診・出産・産婦健診)

岩国市に住民票のある方で遠方の産科医療機関等で妊婦健診、出産、産婦健診をする必要がある妊産婦に対して、当該施設までの移動にかかる交通費の助成を行います。

対象者	令和7年4月1日以降に妊婦健診受診または出産した妊産婦で下記①～③に該当する妊産婦 ① 住所地から最寄りの妊婦健診又は出産ができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦(妊婦健診上限14回) ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診または出産をする必要がある妊産婦であり、最寄りの周産期母子医療センター等(該当の妊婦に対し妊婦健診又は出産が実施可能な周産期母子医療センターに限る)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦(妊婦健診上限14回) ③ 妊婦健診を受けられるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期(概ね32週頃)から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受ける妊婦のうち、最寄りの分娩が可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊産婦(妊婦健診上限7回) 令和8年4月1日以降に産婦健診を受診した産婦で下記に該当する妊婦 出産時の交通費が妊産婦アクセス支援事業の対象者と認められた方(上限2回) ※里帰りしている場合は里帰り先の住所を住所地とする。	
助成内容	住所地から妊婦健診受診、出産、産婦健診をした産科医療機関等までの移動にかかる交通費 出産する施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費(出産時の入院前の前泊分)	
助成額	① 交通費(往復分) 移動に要した費用の8割 ※ (出産のみ)タクシー移動の場合は実費額の8割 ※ 交通費は市の旅費規程等に準じて算出(実費を上限とする) ② (出産のみ)宿泊費(上限14日分) 宿泊に要した費用から1泊当たり2,000円を除いた額を助成 ※ 市の旅費規程等に定める宿泊費の額を上限とする。	
申請期限	出産の日から6か月以内	
申請に必要な書類	1	申請書及び交通費明細書 ・申請者は妊産婦本人に限ります。 ・書類は下記のこども家庭課母子保健班にお問い合わせください。
	2	妊婦健診受診・分娩・産婦健診受診をした産科医療機関が発行した診療明細書及び領収書 ・健診日、金額、医療機関名、受診者氏名があるもの。 ・原本を提出してください。(コピーして返却します)
	3	母子健康手帳の「妊娠中の経過」「出産の状態」ページ写し ・記載がない場合、対象になりません。
	4	相手方登録申出書 (振込先の口座を登録していただくものです) ・申請書の「申請者」と、相手方登録申出書の「個人名」「口座名義人」は、同一の方にしてください。 ・書類は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 ・岩国市ホームページからもダウンロードできます。
申請方法	上記の必要書類を、下記へ提出してください。 ※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。 ※ 必要に応じ、妊婦健診を受けられた産科医療機関等に市から問い合わせをすることがあります。	

〈お問い合わせ先〉 こども家庭課 母子保健班(岩国市保健センター内)

〒740-0021 岩国市室の木町三丁目1番11号 電話(0827)29-5099

提出先	こども家庭センター (岩国市役所2F)	岩国市今津町一丁目14-51	電話(0827)29-0404
	岩国市保健センター (こども家庭課母子保健班)	岩国市室の木町三丁目1-11	電話(0827)29-5099
	岩国市由宇保健センター	岩国市由宇町中央一丁目10-11	電話(0827)63-3111
	岩国市周東保健センター	岩国市周東町下久原1208-1	電話(0827)84-3580
	岩国市玖珂保健センター	岩国市玖珂町4933-2	電話(0827)82-2020
	岩国市美川保健センター	岩国市美川町四馬神1057	電話(0827)76-0220